

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十年度に係る警察本部の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第百六十五号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る警察本部の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十三年二月十五日

鳥取県監査委員	松 本 利 治
同	山 本 四 郎
同	小 谷 善 高
同	上 根 政 幸

監 査 箇 所 執 行 年 月 日

鳥取県警察本部 昭和三十一年十月十九日監査

鳥取県警察本部 昭和三十一年十月十九日監査

監査委員 山 本 四 郎

同 大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

今回鳥取県警察本部に対する昭和三十年度定期監査を執行したのであるが、その結果県警察としての基本的態勢を確立し諸般の行政運営は概ね円滑に執行しているものと認めた。しかしながら各課別にその内容を検討してみると、人事、予算等財政的配意を要する問題が多く、殊に制度改革に伴つて、警察官その他職員の定数削減による影響が大であり、勢い現地機関にそのしわ寄せがなされていくことは既に警察署監査報告に指摘し意見を述べたところである。第一線治安維持確保の重要性にかんがみ県は休職警察官の定数外措置、警察当局においては更に本部並びに署を通じ組織運営の合理化、警察官の再配

置等につき再検討を加え、適切なる措置を講ずべきである。
また、予算の配分と効率的執行、事務簡素化等警察署監査指導事項を考究するほか広報活動の強化による民主警察の確立、機動力の増強と警察官の人格、技術両面の養成による警察活動成果の昂揚に努力せられんことを要望する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県
刷 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県
所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県